

公益財団法人 情報通信学会

資金の運用に関する規則

(資金運用規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって学会の目的である事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産)

第2条 この規則において運用の対象とする財産は、学会が保有する財産のうち、次の各号に掲げる財産を除き、学会の裁量により効率的に運用すべき資金とする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産
- (2) 不動産
- (3) 無体財産権
- (4) 寄附者の意思又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産

(資金の運用責任者)

第3条 資金の運用責任者は、会長とする。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
- 3 会長及び資金運用執行責任者は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、学会のために忠実に職務を執行しなければならない。
- 4 会長は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 学会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、評議員会の承認を得て理事会が基本財産とすることを決議した財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の資金の運用基本方針)

第5条 その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(資金運用状況の報告)

第6条 会長は、資金の運用状況につき、年1回及び必要に応じて随時、評議員会及び理事会に報告しなければならない。

(資金の運用事務手続)

第7条 第3条第2項に定める資金運用執行責任者は、資金の運用に当たっては、事務局に
関係金融商品を調査させ、関係書類を添付して会長の決裁を受けなければならない。

2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、
前項の規定に準じて事務処理を行われなければならない。

3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が
発生したときは、資金運用執行責任者は速やかに会長と協議し、適切な措置を講じな
ければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から
施行する。